

別紙

滋賀県幼児教育・保育無償化円滑化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金を活用して行う幼児教育・保育の無償化を円滑に実施する事業等（以下「無償化円滑化事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(全体計画の作成)

第2条 無償化円滑化事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日とし、市町はその間の当該事業に係る全体計画を作成し、別途定める期間までに県に報告するものとする。

2 市町は、必要に応じて無償化円滑化事業に係る全体計画を見直すことができるものとする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、別添「滋賀県子育て支援対策臨時特例基金による幼児教育・保育無償化円滑化事業」に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- ① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、または補助している事業
- ② 土地の買収または整地に要する費用に対し補助を行う事業

(無償化円滑化事業の実施主体)

第4条 無償化円滑化事業の実施主体は市町とする。

(事前協議および交付申請)

第5条 市町がこの補助金の交付を受けて、第3条第1項に定める無償化円滑化事業を実施しようとする場合には、毎年度、県に対して事前協議を行うものとする。

2 この補助金の交付申請は、交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、別途定める期日までに、知事に対して提出するものとする。

(変更申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更しようとする場合には、前条に定める申請手続きに従い、変更交付申請書（別紙様式2）に関係書類を添えて、別途定める期日までに、知事に対して提出するものとする。

(実績報告)

第7条 この補助金の実績報告は、実績報告書（別紙様式3）に関係書類を添えて、事業を完了した日から30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日に、知事に対して提出するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、補助金について必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

2 市町の長が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別紙様式4）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 市町が無償化円滑化事業を実施する場合、この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械および器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊しまたは廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書(別紙様式5)に関係書類を添えて、速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 市町が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。
- 2 無償化円滑化事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付額の算定方法)

第10条 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 事業または工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(学校法人および社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (別表)補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。
- (3) 事業ごとに、(1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の1の④欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(標準事務処理期間)

第11条

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく事業実績報告、第8条の規定に基づく支払請求、第9条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第12条 市町が事業者に対し補助することにより無償化円滑化事業を行う場合は、市町は当該補助金の交付申請および交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和3年11月19日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別 添

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金による幼児教育・保育無償化円滑化事業

1 本交付要綱において、「幼児教育・保育無償化円滑化事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、③欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、④欄に掲げる補助率を適用することとする。

①区分	②事業内容	③実施主体	④補助率	⑤事業実施期限
無償化 （内閣府 関係） 幼児教育・ 保育の 事務費等	(1)幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添1）			
	市町が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務およびシステム改修等に要する経費について補助する。	市町	定額	令和5年度末

（補助基準額）

2 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

幼児教育・保育無償化円滑化事業

1 事業の目的

市町が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務およびシステム改修等に要する経費に対し補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

以下の①および②に要する経費に充てるため、市町に対して交付する。

- ① 令和2年度における幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務およびシステム改修等に要する経費、令和3年度から令和5年度における認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務およびシステム改修等に要する経費
- ② 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(平成27年7月17日府子本第88号・27文科初第239号・雇児発0717第6号)の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」(以下「参入促進・能力活用事業実施要綱」という。)の3の(4)に定める事業の実施に要する経費

(2) 事業の実施主体

市町とする。

(3) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定額

4 対象経費

(1) 2の(1)の①の場合

市町における幼児教育・保育の無償化の実施および無償化の実施に伴うシステム改修および設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料および超過勤務手当以外の諸手当(会計年度任用職員および臨時的任用職員(臨

時の職に関する場合に限る。以下同じ。)に関するものに限る。)、報酬、職員旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費および光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告費、手数料等)、共済費(会計年度任用職員および臨時的任用職員に関するものに限る。)、報償費、委託費、使用料および賃借料、工事請負費(システム改修等に関するものに限る。)、備品購入費(システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。)、負担金(システム改修等に関する共同開発によるものに限る。)

(2) 2の(1)の②の場合

参入促進・能力活用事業実施要綱の3の(4)に定める事業の実施に必要な超過勤務手当、給料および超過勤務手当以外の諸手当(会計年度任用職員および臨時的任用職員に関するものに限る。)、需用費(消耗品費および印刷製本費)、役務費(通賃運搬費、手数料等)、共済費(会計年度任用職員および臨時的任用職員に関するものに限る。)、委託費、負担金

(別表)補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度またはその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町をいう。

1. 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等

	基準額
幼児教育・保育無償化円滑化事業	知事が必要と認めた額